

※この法令は廃止されています。

**平成十二年政令第三百三十号**

独立行政法人航海訓練所法第十四条第一項  
の規定による医療法施行令の規定の技術的  
読替え等に関する政令

内閣は、独立行政法人航海訓練所法（平成十一年  
法律第二百三十三号）第十三条第一項及び医療法  
（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二の  
規定に基づき、この政令を制定する。

（技術的読替え）

**第一条** 独立行政法人航海訓練所法第十四条第一項  
の規定により独立行政法人航海訓練所につい  
て医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十一  
号）第一条の規定を適用する場合において  
は、同条の表の下欄中「主務大臣」とあるの  
は、「独立行政法人航海訓練所」と読み替える  
ものとする。

**（医療法施行令第四条の五の規定の適用の特例）**

**第二条** 医療法施行令第四条の五の規定の適用に  
ついては、独立行政法人航海訓練所は、国とみ  
なす。

附 則

この政令は、平成十三年四月一日から施行す  
る。

附 則（平成一八年三月三一日政令第一  
六七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行す  
る。

附 則（平成二七年三月三一日政令第一  
二八号）抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、平成二十七年四月一日から  
施行する。

附 則（平成二八年三月九日政令第五七  
号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行  
する。